



理 由 書

長期未着手の都市計画公園・緑地について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な公園整備を進めていくため、必要性や実現性等を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

奥山公園は山陽電鉄本線白浜の宮駅の北東に位置し、昭和42年に都市計画決定された近隣公園である。

今後とも当公園の完成が見込めないことや、周辺に整備された他の都市公園等により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

東山公園は山陽電鉄本線八家駅の北に位置し、昭和42年に都市計画決定された近隣公園である。

今後とも当公園の完成が見込めないことや、周辺に整備された他の都市公園等により、当公園に求められる機能が充足していること、また、供用区域は既に都市公園として担保されていることから、一体とした都市計画を廃止する。

八家公園は山陽電鉄本線八家駅の北東に位置し、昭和42年に都市計画決定された近隣公園である。

今後とも当公園の完成が見込めないことや、周辺に整備された他の都市公園等により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

北大塩公園は山陽電鉄本線大塩駅の北東に位置し、昭和42年に都市計画決定された近隣公園である。

周辺に整備された他の都市公園等により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

北原公園は山陽電鉄本線白浜の宮駅の北西に位置し、昭和42年に都市計画決定された近隣公園である。

周辺に整備された他の都市公園等により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

塩田公園は山陽電鉄本線大塩駅の南東に位置し、昭和42年に都市計画決定された地区公園である。

周辺に整備された他の都市公園等により、当公園に求められる機能が充足していることから、都市計画を廃止する。

白浜西山公園は山陽電鉄本線妻鹿駅の東に位置し、昭和42年に都市計画決定された総合公園である。

検証の結果、存続とした住区基幹公園を整備することで、目標とする都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積を充足することを踏まえ、今後とも当公園の完成が見込めないこと、また、供用区域は既に都市公園として担保されていることから、一体とした都市計画を廃止する。

白浜海浜公園は山陽電鉄本線白浜の宮駅の南に位置し、昭和21年に都市計画決定された総合公園である。

検証の結果、存続とした住区基幹公園を整備することで、目標とする都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積を充足することを踏まえ、今後とも当公園の完成が見込めないことから、都市計画を廃止する。

小赤壁公園は山陽電鉄本線八家駅の南東に位置し、昭和42年に都市計画決定された特殊公園である。

検証の結果、存続とした住区基幹公園を整備することで、目標とする都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積を充足することを踏まえ、今後とも当公園の完成が見込めないこと、また、供用区域は既に都市公園として担保されていることから、一体とした都市計画を廃止する。

糸引公園は山陽電鉄本線白浜の宮駅の北東に位置し、昭和42年に都市計画決定された地区公園である。

今後とも当公園の完成が見込めないことや、現在、一部区域が事業中であり、事業区域が一定の公園機能を果たすことになるため、事業中区域以外を削除する。

